

八千代市社会福祉協議会高津5・6街区支会会則

(名称・事務局)

第1条 この会は八千代市社会福祉協議会高津5・6街区支会（以下 本会という。）と称し、事務局を支会長宅におく。

(目的と会務)

第2条 本会は、高津団地五街区及び六街区における地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 福祉活動グループの育成
- (2) 地域住民による福祉のネットワークの形成
- (3) 福祉ニーズの調査、把握及び解決
- (4) 地域住民の相互扶助活動やボランティア等の総合調整
- (5) 地域ぐるみ福祉事業に関する広報及び啓発
- (6) その他、本会の目的達成に必要な業務

(組織及び任期)

第3条 本会は推進委員50名以内で組織する。

2 委員は本会の目的に賛同する団体の代表及びボランティアより、八千代市社会福祉協議会会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の数及び任期)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
書 記	2名
会 計	2名
監 事	2名

2 役員の数及び任期は2年とし、再任を妨げない。

3 役員は推進委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第5条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は会務の記録にあたる。
- (4) 会計は会務の会計にあたる。
- (5) 監事は会務の会計を監査する。

(会 議)

第6条 本会に次の機関をおく。

- 総会
- 推進委員会
- 役員会
- 部会

(総 会)

第7条 総会は本会の最高機関であり、年1回以上開催する。

2 次に掲げる事項については、総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正

3 総会は推進委員の4分の3以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決める。可否同数の時は議長が決める。

(役員会及び推進委員会)

第8条 役員会及び推進委員会は、会長が召集し、その議長となる。

(専門部会)

第9条 推進委員会には、必要に応じ専門部会をおくことができる。

- 1 各部会には部長及び副部長をおくことができる。
- 2 部会は必要に応じて会長が召集する。

(会 計)

第10条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 助成金
 - (2) 寄付金
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) その他の収入
- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 決算は会計年度終了後、監査を経て総会に報告する。

(雑 則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(付 則) この会則は、令和7年4月26日より施行する。

(改 正)

令和7年4月26日 第1条

申し合わせ事項

1 推進委員の任期

- ① 推進委員の任期は、所属団体及びグループの任期終了にかかわらず、本会則第3条第3項により継続する。但し、本人が辞退した場合はその限りではない。
- ② 各団体及びグループの代表等が交替した場合については、その団体の前代表及び新代表も推進委員になることができる。